

2016年 1月21日

国立大学法人 三重大学
学長 駒田 美弘 様

三重大学教職員組合
中央執行委員長
中西 正治

2015年12月付「個人番号（マイナンバー）の提供について（依頼）」 と題する文書に関する申入れ

日頃は三重大学における教育・研究活動の発展のためにご尽力いただき、ありがとうございます。
さて、先日、標記の文書が、人事チームより三重大学の全教職員に配布されました。

その内容は、「事業者が行っている社会保障、税等の事務手続にマイナンバーを付与することが義務づけられ」たので、「本学におきましても、職員および職員の扶養親族のマイナンバーを取得する必要がありますので」、「(1)『個人番号カード』のコピー（裏表両面）」または「(2)『通知カード』のコピー」により、「提供方よろしく申し上げます」との内容でした。

しかしながら周知のようにこの制度は、その利便性が強調される一方で、国民の不安を呼んでいるものです。同時にその制度の全体像も、十分に周知されているとはいいたいがたい状況です。とりわけ、この「依頼」を受けとった本学教職員の間においても、提出することについて不安を感じている者が多いのが現状です。

つきましては、大学当局としてもこのような文書を発したことに起因する不安を払拭する努力をすべく、その通知対象となった全教職員に対して、文書または説明会等で、以下の内容を説明する機会を講じていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. マイナンバー制度および個人番号の意義および目的
2. 三重大学において全教職員に対して個人番号の届出を依頼するにいたった経緯
3. 今回の「依頼」によると否とを問わず、本学において個人番号の提出を依頼する対象の範囲
4. 本学において想定し、あるいは将来的に想定されうる個人番号の用途
5. 本学においてなされる個人番号管理上のセキュリティ対策の全体像
6. 個人番号の届出をしなかった場合に、国等によって大学に対してなされると想定される措置
7. 個人番号の提出をしなかった教職員の個々人に対して国等によってなされると想定される措置
8. 個人番号の提出をしなかった教職員の個々人に対して三重大学が講じると考えられる措置
9. 三重大学に対する個人番号の提出をしなかった者が将来的に受けると想定される不利益等と対策
10. その他考えられるかぎりの不安およびそれらに対するそれぞれの対策

なお、上記の10項目は、単に例示したものにすぎず、その他の不安を感じている者も多いものと考えられます。つきましては、当局の方で考えられている事項も付加しつつ、ご対応いただければ幸いです。

以 上